

令和3年1月27日

保護者の皆様へ

大阪市立平野西小学校
校長 角田 真章

令和3年度（2021年度）就学援助 申請手続きについて

大阪市では、経済的な理由によって学校に通わせるのが難しいご家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

「**令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ**」をよくお読みいただき、申請を希望される方は、下記の書類を期間内にご提出ください。

記

（1）提出書類

- ◎『令和3年度（2021年度）就学援助申請書 兼 世帯状況票』
- ◎『申請理由を証明する書類』
 - ・申請理由ごとに必要な書類が異なりますので、「お知らせ」をよくお読みください。
 - ・申請理由①・⑫は、一般1申請に限り「税情報の利用」に同意していただくことで証明書類の添付が省略できます。
 - ・申請理由⑫で、住居の形態が借家等の方は、賃貸契約書（写）等も必要です。
 - ・申請理由①④⑤⑧⑫で「ひとり親」の場合、ひとり親を証明する書類も必要です。

※ 就学援助費の受取は、学校徴収金届出口座（大阪信用金庫）の利用をお願いします。

学校徴収金届出口座以外への口座に振替を希望される場合は、事務までお申し出ください。

（2）申請受付期間

- ◎ 令和3年3月1日（月）から受付開始

- | | | |
|--------|-------------------|------------------------|
| ◇早期2申請 | <u>3月15日（金）まで</u> | （申請理由①～⑪で、証明書類を添付される方） |
| ◇一般1申請 | <u>5月14日（金）まで</u> | （申請理由①又は⑫で、税情報を利用される方） |
| ◇一般2申請 | <u>6月30日（水）まで</u> | （申請理由①～⑫で、証明書類を添付される方） |

（3）提出先

〒547-0034 平野区背戸口 4-1-31 平野西小学校 事務室

～ よくある質問 ～

Q 1、就学援助の認定を受けるとどうなるの？

認定を受けている期間に使用（行事参加）した、児童費、給食費、林間学習費（5年）、修学旅行費（6年）の実費（キャンセル料含む）が支給されます。

ほかには、入学準備金（新一年生のみ）の支給や、医療券の交付などの援助があります。

※ 認定後、児童費・給食費については就学援助費が直接学校に充当されるため、保護者様の納入の必要がなくなります。

※ ただし、積立金（4・5年生）・PTA会費は、認定後も納入していただきます。

Q 2、審査結果はいつわかるの？

早期2申請は5月末頃、一般1・2申請は8月末頃に、教育委員会から申請者宛に直接送付される予定です。

※ 6月30日までに申請を行えば、4月1日にさかのぼって認定になります。

ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は、要件を満たした日以降の認定になります。

Q 3、認定されるまでの学校徴収金は引落しされるの？

認定されるまでは、通常どおり学校に納入していただきます。

認定された後に、納入済みの児童費・給食費が大阪市より保護者の方に支給されます。

Q 4、申請書の提出は毎年必要ですか？

はい、昨年度以前に認定を受けていても、申請書の提出は毎年必要です。

※ きょうだいが、同一校に在籍の場合は申請書1枚、小学校と中学校どちらにも在籍の場合は、小学校と中学校それぞれに1枚ずつ申請書が必要です。

Q 5、税情報の利用って便利なの？

申請理由①・⑫で申請（一般1申請）される方は、同意していただくことで申請書のみの申請が可能となり、市税事務所や、区役所での証明書発行の手間や、交付手数料が不要となるため、大変便利です。

※ ただし、令和3年1月1日現在大阪市に居住・住民登録されていて、税の申告が済んでいる方のみご利用できます。

※ 無所得で税の申告をされていない等で税情報が取得できない場合は、後日、証明書類を提出していただくことになります。